

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月22日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530052

研究課題名（和文） 近隣関係諸国に対する日本の海洋法政策とその戦略的意義

研究課題名（英文）

研究代表者

池島 大策（IKESHIMA TAISAKU）

早稲田大学・国際教養学術院・教授

研究者番号：50255577

研究成果の概要（和文）：

この3年間の研究により、課題に関する大幅な解明に向けて有意義な進展が見られたといえる。途中経過でもあるが、平均して毎年一本の学術論文及び学術報告・発表に加え、各種研究会での発表・報告と報告書作成など行い、所期の目標を達成することもできた。近時の進展が早い法現象のせいなどでさらに時間を必要とする個所もあるとはいえ、この研究成果を土台に、数年内により体系的かつ包括的な著作に仕上げることを目標に、これからの研究を進めることができそうである。

研究成果の概要（英文）：

There has been a significant progress in the past three years' research under the *Kakenhi* with respect to considering profoundly the theme of this research. Though this report includes the interim results of the three year period of research, I have achieved the original aim of publishing, on average, an academic article per year and making a presentation at an academic conference. It is true that my research project still need some more time in order to follow the daily changing and developing legal phenomena concerning this research theme. However, I am fully confident that, on the basis of these achievements, I will continue the current research with a view to writing, within a few years, a monograph or an equivalent piece which is more systematic and comprehensive.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：3403

キーワード：海洋法、漁業、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚、領土問題、島、国際海洋法裁判所

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

2007年制定されたわが国の海洋基本法は、様々な未解決の課題を抱えたまま、その具体化と近隣諸国との具体的な調整が必要とされている。最近の学術文献（例えば、ジュリスト 1365号（2008年）の海洋法特集記事）によると、その骨格や課題について限定的ながら浮き彫りにされているが、全体像や個別的問題の争点が、一貫した形でまた総合的な視点（たとえば、機能的管轄権によるアプローチ）で捉えなおすことが依然重要であることがわかる。

海洋国家日本は、近時、国際海洋法裁判所（ITLOS）などでのミナミマグロ事件や、ITLOSでの豊進丸事件・富丸事件などの国際裁判を経験し、また豪州では環境法令に基づき日本の調査捕鯨に対する差止命令が下されるなどの裁判が行われ、日本の海洋法（捕鯨や南極問題を含む）立場につき、具体的な裁判への対処を見据えた施策も緊要とされるに至っている。

そして、海外へのその情報発信という点でも、日本の学界の貢献はまだ十分とはいえない。たとえば、Martinus Nijhoff社の‘Publications on Ocean Development’シリーズにおける昨今の著作の質量両面における充実振りはいうまでもない。特に中国や東アジアをめぐる海洋法上の諸問題につき、既に *Law of the Sea in East Asia: Issues and Prospects*, by Zou Keyuan. Routledge, London & New York, 2005. 及び *China's Marine Legal System and the Law of the Sea*, by Zou Keyuan, Martinus Nijhoff Publishers,

Leiden/Boston, 2005.の2冊が単独の著者(Zou Keyuan)による英文学術モノグラフとして発刊され、海外では注目されている（この2冊に関する応募者の英文書評(*Waseda Global Forum*, No.5, 2008 (March 2009))参照）。

さらに、海洋法について機能的管轄権という側面からアプローチする Maria Gavouneli, *Functional Jurisdiction in the Law of the Sea*, Martinus Nijhoff Publishers, Leiden/Boston, 2007.のような、このアプローチに対する単著による総合的な研究が、現在は、必要とされている。したがって、本研究終了後の近い将来、これに匹敵する英文学術モノグラフをこの分野において執筆することが応募者の究極の目的である。

2. 研究の目的

まず、研究の対象は、日本の海洋法制（海洋基本法を含む関連国内諸法）を中心とし、それに比較対象として中国（台湾を含む）、韓国、ロシア、オーストラリア等の海洋法制を加える。

また、事項的には、排他的経済水域（EEZ）の性質、海洋の科学調査（共同調査の可否）、EEZ／大陸棚の画定、不審船問題などに関連して武力行使の可否、資源探査のための共同開発プロジェクトの可能性、漁業資源の配分問題、違法・非通報・無規制（IUU）漁業問題、海洋汚染に対する規律・管理などの諸問題を中心に比較検討する。

ただし、UNCLOSを中心とする海洋法という枠組みの中で、国家の機能的管轄権の行使がどのように行われ

るかという視点を常に基本に据えて、立法・執行の諸態様を実証的に比較考察・検討していく。

以上の点は、たとえば、UNESCO, *National Ocean Policy* (IOC Technical Series 75), 2007.に日本を含む各国の法令整備状況がおさめられていることからわかるように、各国の制度比較上、有効なアプローチである。

さらに、本研究では、具体的に起こりうる紛争や隣国などとの予想される軋轢について、解決のための、想定されるいくつかのシナリオを政策の一環として提言することを目的の一つとしている。したがって、研究によって明らかにするのは、法制の課題点だけではなく、政策判断を行う上での具体的かつ実践的な処方箋を提示することまでも含んでいる。こうした視座は、*Maritime Delimitation*, edited by Rainer Lagoni & Daniel Vignes, Martinus Nijhoff, 2006. や *International Litigation Strategies and Practice*, edited by Barton Legum, ABA Publishing, 2005. のような最近の著作（ただし、外交官や弁護士などの実務家による著述を含む）には、顕著な例で、裁判等による具体的な紛争解決を通じた実務的な視野を入れた法のあり方が問われている。その理由としては、こうした試みによって、法が現実の国際社会においてどのように生かされ、またどのように機能しているかが如実にわかることになるからである。

3. 研究の方法

本研究は、上記の研究目的のために、各年度で、英語論文の執筆完成・投稿を目指して、最初の2年間でおおよそ2つ

の項目及び2つの国・地域をカバーすることにより、最終的に日本を取り巻く近隣諸国との関係における海洋法上の諸問題をほぼ網羅できると計画している。重要なのは、総花的な検討ではなく、例えば、日中間であれば、大陸棚・EEZの画定問題、海底ガス共同開発問題を、日韓間であれば、竹島周辺海域での科学調査問題、日豪間であれば、捕鯨問題と南極をめぐる豪州国内法の適用問題などに、重点を置いて検討することになる。各地域については、出張し、関係者との意見交換や資料収集を行い、現地の状況を研究に反映させる。

なお、本研究の応募者は、2009年2月から3月の2ヶ月間、フランス・パリ政治学院（シアンスポ）に交換派遣教授として滞在し、フランスにおける大学関係者、研究者や外交官たちとの意見交換を行った。

4. 研究成果

まず、主な研究成果としては、下記の「5.」に示した雑誌論文や、研究発表・報告などのほかに、いくつかの研究会での報告や、その結果記した報告書などの青果物が存在することがあげられる。これら以外にも、英文による書評もこの間毎年、執筆してきた。

海外出張先の訪問や、意見交換などの場を通じて、学者、実務家、外交官など幅広い人脈作りなども同時に行うことができ、海外教育機関（大学、研究所を含む）、いくつかの国の外務省、国際機関などを通じた様々なネットワークの今後の拡充が大いに期待でき、教育分野における相互協力などの面でも非常に有意義な学術連携を学内外を問わず、図ることができた。

国内的には、これまで比較的手薄であった分野やトピックについて、初めて掘り下げた研究として先駆的なものと考えられており、そのこともあってか、日本外務省や日本国際問題研究所からの招待講演や研究会参加、研究プロジェクトへの勧誘等がみられ、こうして得られた知見を公開する機会に恵まれた。

こうした側面は、国際的な学術会合における研究発表・報告の場で、たびたび示すことができ、様々な意見交換をする機会が増え、

学術的な刺激を双方向的に行うことができたと考えている。こうしたインパクトのある成果発表等の活動は、今後とも継続していくつもりである。

今後の展望として、この3年間の研究をさらに拡大発展させ、地域的な広がりをもたせつつ、海洋法の分野と関連する学術領域にまで及ぶ、より体系的かつ包括的な考察を行って、いくつかの著作を執筆することを検討中である。近時、日本を取り巻く海洋法の事情は刻々と変化・発展を遂げているので、逐次、これらを反映させたアップツードータな内容と、法実務の要求に耐えうる水準とともに達成しうるような研究成果へと昇華させたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- Taisaku Ikeshima, 'Is the Freedom of the High Seas under Threat from Marine Protected Areas?: Environmental Protection versus Security Interests under International Law', Waseda Global Forum, 査読あり、8巻、2012年、5-30頁。
- ・ 池島大策、「国連海洋法条約における島の法的地位と紛争解決手続——沖ノ鳥島をめぐる日中間の事例——」、Waseda Global Forum, 査読あり、7巻、2011年、107-134頁。
- ・ Taisaku Ikeshima, 'The "Reasonableness" of Unreasonable Arguments in Prompt Release Cases

in the ITLOS', Waseda Global Forum, 査読あり、6巻、2010年、107-128頁。

[学会発表] (計4件)

- Taisaku Ikeshima, 'The South China Sea', AEI Meeting, 9 May 2012, Washington DC, US
- Taisaku Ikeshima, 'Cooperation in the Arctic: Some Lessons from the Antarctic treaty System', 3rd Meeting of the Japan-Canada-US Conference Series on Trilateral Cooperation, 8 May 2012, Washington DC, US
- Taisaku Ikeshima, 'Marine Environmental Protection', ASEAN Regional Forum, Seminar on the UNCLOS, 9 March 2011, Manila, Philippines
- Taisaku Ikeshima, 'The High Seas: Freedoms, Obligations and Jurisdiction', ASEAN Regional Forum, Seminar on the UNCLOS, 8 March 2011, Manila, Philippines

6. 研究組織

(1) 研究代表者：池島 大策
(単独)

早稲田大学
国際教養学術院
教授

研究者番号：50255577

(2) 研究分担者：なし

(3) 連携研究者：なし